11月は「いじめ撲滅強調月間」です

▼問合せ　県県民生活部青少年課
☎048-830-2907

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口等

○よい子の電話教育相談（毎日24時間）（県立総合教育センター）
18歳以下の子ども専用（無料）
#7300または
☎0120-86-3192
保護者専用　☎048-556-0874
Eメール相談　soudan@spec.ed.jp
FAX相談　☎0120-81-3192
※Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日9時～17時の時間帯に行っています。

○いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）
［小・中・高校生の「いじめ」に関する通報］
※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。ただ、学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。

○埼玉県警察少年サポートセンター
月～土／祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分
少年専用　☎048-861-1152
保護者専用　☎048-865-4152

○子どもスマイルネット
毎日／祝日・年末年始を除く10時30分～18時
☎048-822-7007

○埼玉いのちの電話（毎日24時間）
☎048-645-4343

○さいたまチャイルドライン（毎日16時～21時）
18歳以下専用　0120-99-7777

○埼玉県こころの電話（県立精神保健福祉センター）
［心の健康や悩みに関する相談］
平日／土日・祝日・年末年始を除く9時～17時
☎048-723-1447

○子どもの人権110番（さいたま地方法務局）
平日／祝日・年末年始を除く　8時30分～17時15分
☎0120-007-110

公　告

嵐山町平沢土地区画整理組合にて事業の施行に関して書類を送付しましたが、送付すべき住所を確知することができませんでした。土地区画整理法では、書類の内容を町の定期刊行物に掲載すると同時に、事業施行地区内に掲示して公告することをもって送付に代えることができるため、次のとおり掲載します。

公　　告

下表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第９８条第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第１３３条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を当該右欄のとおり公告する。

令和元年１１月１日

東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業
施　行　者　嵐山町平沢土地区画整理組合
代　表　者　理事長　　村　田　宏　吉

書類の送付を受けるべき者		通　知　の　内　容
氏　　名	住　　所	
工藤三郎	東京都板橋区東新町一丁目１２番地	従前の宅地：嵐山町大字志賀字金平５２６番１１（１７６㎡） 嵐山町大字平沢字金井２５４番１０７（９１㎡） 仮　換　地：１０街区２画地（１５１㎡） １０街区１５画地（７８㎡）

問合せ　嵐山町平沢土地区画整理組合　事務局　まちづくり整備課　☎６２－０７２１

水道の漏水にご注意ください

▼問合せ　上下水道課
☎62-0728

- 夜、水の音がする
- 排水のほかに水が出ている
- 壁、地面に常に濡れている所がある
- 水道使用量が顕著に増えた

このようなときは、地下や床下で漏水している可能性があります。翌検針日まで約2か月間あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し**料金も高額**になってしまいます。

【漏水の確認方法】
家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットが回転しているか確認し、少しでも回転していれば漏水です。

■水道メーター

【漏水修理について】
ご自身で、町指定の給水装置工事事業者に直接連絡し、修理を依頼してください。

※修理費用は、**自己負担**となります。
水道メーターから水道蛇口等までの間で漏水がある場合、**給水装置の管理はご自身で**が行なうため、その**漏水水量分も水道料金に反映されます。**

【水道料金の軽減制度】
宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。

- **軽減となるのは、漏水水量分にかかる水道料金の一部です。**全額が軽減になるわけではありません。
- この制度を受けることができるのは、**同一給水装置所在地で同一箇所において年度内に一度限りです。**
- **漏水箇所によっては軽減されない場合もあります。**

○軽減の対象となる漏水
発見困難な地下漏水
○軽減の対象とならない漏水
- 事実が容易に確認でき、かつ事実を知りながら放置した漏水
- 同一年度内に水道料金の軽減措置を受けた使用者の同一給水装置所在地内同一箇所での2度目以降の漏水
- 町指定の給水装置工事事業者でない業者が修理した漏水

○軽減の対象期間
漏水していた期間のうち、漏水量の最も多い1定期検針分について軽減対象とします。

○軽減となる水道料金の算出
軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1／2相当分の水道料金

○軽減申請書の提出
申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。**修繕を行った嵐山町指定給水装置工事事業者に証明を受け提出してください。**

○軽減決定の通知
申請書受領後、調査の結果軽減を決定した場合、通知を給水装置使用者あてに送付します。

水道料金の軽減制度についてご不明な点は、上下水道課へお問い合せください。

水道メーターの交換にご協力をお願いします

▼問合せ　上下水道課
☎62-0728

皆さんのご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内で交換する必要があります。上下水道課では、計画的に交換しています。なお、交換費用はかかりません。

メーター交換作業に際して対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキで郵送します。交換作業は、町が依頼している委託業者が行います（お知らせに記載されています。）

なお、交換作業実施に伴い、一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合があります。透明度を確認してからご使用ください。

ご不在の場合でも交換させていただきますが、ご了承ください。

【ご注意ください】
◇委託業者が行うメーターの交換作業で、交換費用を請求することは一切ありません。

ご不明な点は、上下水道課へお問い合わせください。

忘れていませんか交通災害共済の見舞金の請求

▼問合せ　町民課
☎62-2154

市町村交通災害共済に加入している方が、加入期間中に交通事故でけがをし、病院などで治療を受けた場合、入院・通院の日数に応じて、見舞金を受け取ることができます。

見舞金は、交通事故にあわれた日の翌日から2年を経過すると、請求ができなくなってしまいます。

走行中の自転車から落ちたなど、警察に届出していない小さな事故でも対象となる場合があります。

町民課において、見舞金の対象になるかの確認と請求の受付を行っています。電話または窓口で、一度ご確認ください。